

事前説明を行う周辺地域の住民の対象とその範囲

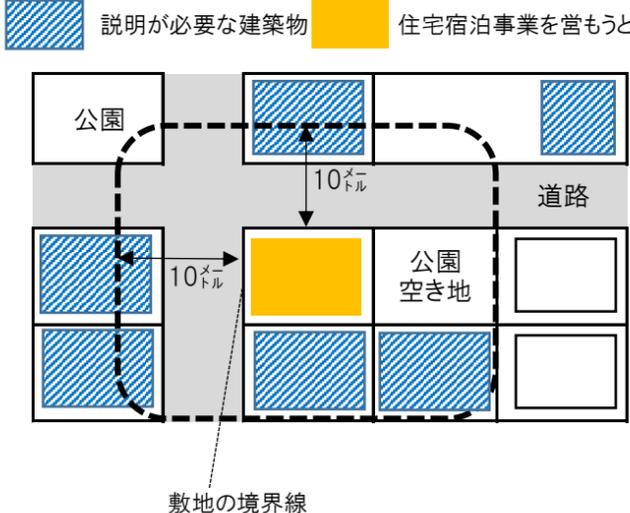
住宅宿泊事業を営もうとする住宅の立地等に応じ、下記(1)から(6)で該当するすべての周辺地域の住民に説明を行ってください。

- (1)住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地に隣接する敷地に建築物がある場合
 (2)住宅宿泊事業を営もうとする住宅の敷地が道路、公園その他の施設に接している場合に、当該住宅の敷地の境界線から水平距離10メートルの範囲内の敷地に建築物がある場合

以上の場合は、下記の表により、該当する者に説明を行ってください。

＜長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第1号＞

	右図で  にある建築物	説明対象者
①	共同住宅、長屋又は寄宿舍（共同住宅等）	共同住宅等を管理している者
②	区分所有建物（マンション等）で管理組合がある	管理組合の代表
③	区分所有建物（マンション等）で管理組合がない	区分所有建物を管理している者
④	上記①～③以外	建築物を使用している者



- (3)住宅宿泊事業を営もうとする住宅がある区域に区、自治会や町内会等がある場合は、当該団体の代表者に説明を行ってください。

＜長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第2号＞

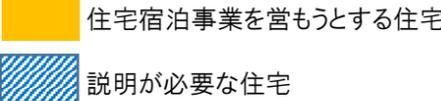
- (4)住宅宿泊事業を営もうとする住宅が共同住宅等または区分所有建物（マンション等）である場合は、隣接する住宅及び当該住宅の真上、真下の住宅の使用者及び共同住宅等の管理者（管理組合がある場合はその役員）に説明を行ってください。

＜長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第3号＞

共同住宅、マンション等				
				4階
		真上		3階
	隣接		隣接	2階
		真下		1階

+

共同住宅等または区分所有建物（マンション等）の管理者（管理組合がある場合はその役員）



- (5)住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地が別荘地にある場合は、別荘地を管理している者に説明を行ってください。

＜長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第4号＞

- (6)(3)～(5)の説明対象者から、その他の周辺地域の住民等で説明を行う必要がある者がいる旨の申し出があった場合は、住宅宿泊事業を行うことによる生活環境への影響を勘案し、その者に説明を行ってください。（説明を行う必要がある者について疑義が生じた場合は、県庁食品・生活衛生課へご相談ください。）

＜長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例施行規則第2条第1項第5号＞